

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則

昭和32年4月1日
公安委員会規則第3号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則をここに公布する。

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則

秋田県警察職員定数条例（昭和29年6月30日秋田県条例第33号）第3条の規定に基づき、この規則を制定する。

第1条 秋田県警察職員の部署別及び階級別定員は、別表のとおりとする。

（昭和56年公安委員会規則第3号・一部改正）

第2条 前条に規定する配分の細部については、秋田県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

- この規則は、昭和32年4月1日から施行する。
- 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和31年4月10日秋田県公安委員会規則第2号）は、廃止する。
- 平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における警察官の部署別及び階級別定員は、別表の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

階級の区分 部署の区分	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計
本 部	人 50	人 85	人 174	人 131	人 102	人 542
署	29	75	283	405	488	1,280
計	79	160	457	536	590	1,822

（平成4年公安委員会規則第5号・平成5年公安委員会規則第2号・平成6年公安委員会規則第2号・平成7年公安委員会規則第2号・一部改正）

附 則（昭和33年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、警察署の項の改正規定は、昭和35年1月1日から適用する。

附 則（昭和35年公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年公安委員会規則第3号）
この規則は、昭和41年4月12日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年公安委員会規則第2号）
この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年公安委員会規則第4号）
この規則は、昭和43年3月28日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年公安委員会規則第6号）
この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年公安委員会規則第3号）
この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年公安委員会規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年公安委員会規則第4号）
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年公安委員会規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年公安委員会規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年公安委員会規則第6号）
この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年公安委員会規則第2号）
この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年公安委員会規則第5号）
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年公安委員会規則第2号）
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年公安委員会規則第2号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年公安委員会規則第2号）
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年公安委員会規則第2号）
この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年公安委員会規則第3号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年公安委員会規則第1号）
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年公安委員会規則第2号）
この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規則第6号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年公安委員会規則第5号）
この規則は、平成十四年4月1日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公安委員会規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第5号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年公安委員会規則第2号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第5号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公安委員会規則第5号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公安委員会規則第3号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第4号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年公安委員会規則第 3 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年公安委員会規則第 7 号）
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年公安委員会規則第 4 号）
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年公安委員会規則第 6 号）
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年公安委員会規則第 7 号）
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年公安委員会規則第 3 号）
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年公安委員会規則第 7 号）
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

職員の区分 階級の区分 部署の区分	警 察 官						警察官 以外の 職 員
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計	
	人	人	人	人	人	人	
本 部	54	99	180	158	201	692	289
署	27	70	201	406	593	1,297	99
計	81	169	381	564	794	1,989	388

（昭和63年公安委員会規則第 2 号・全部改正、平成 3 年公安委員会規則第 4 号・平成 4 年公安委員会規則第 5 号・平成 8 年公安委員会規則第 2 号・平成 9 年公安委員会規則第 3 号・平成10年公安委員会規則第 1 号・平成11年公安委員会規則第 2 号・平成12年公安委員会規則第 4 号・平成13年公安委員会規則第 6 号・平成14年公安委員会規則第 5 号・平成15年公安委員会規則第 5 号・平成16年公安委員会規則第 4 号・平成17年公安委員会規則第 5 号・平成18年公安委員会規則第 8 号・平成19年公安委員会規則第 4 号・平成20年公安委員会規則第 4 号・平成21年公安委員会規則第 3 号・平成22年公安委員会規則第 5 号・平成23年公安委員会規則第 5 号・平成24年公安委員会規則第 3 号・平成25年公安委員会規則第 2 号・平成26年公安委員会規則第 3 号・平成27年公安委員会規則第 3 号・平成28年公安委員会規則第 5 号・平成29年公安委員会規則第 5 号・平成30年公安委員会規則第 3 号・平成31年公安委員会規則第 4 号・令和 2 年公安委員会規則第 3 号・令和 3 年公安委員会規則第 7 号・令和 4 年公安委員会規則第 4 号・令和 5 年公安委員会規則第 6 号・令和 6 年公安委員会規則第 7 号・令和 7 年公安委員会規則第 3 号・令和 8 年公安委員会規則第 7 号・一部改正）